

【参考資料】審査に当たっての考慮事項

- 利用企画書等の審査は主に以下の観点により行う。
 - ・主体適格性：形式的な要件に加えて、利用規約や利用ガイドラインの履行について責任を持てる主体かどうか
 - ・利用目的：政府が提供するAPIを経由して取得する国民のデータを利用して行うサービスとして適切なものであるか
 - ・法令順守：利用規約等に特に規定していないものであっても、必要な関係法令を把握し適切に対応しているかどうか
- 本文書では、API利用申請者の予見性向上のため、上記観点から審査に当たって考慮する主な事項を示す。

項番	審査観点	対象API	審査内容	確認対象様式
1	主体適格性	すべてのAPI	利用規約や利用ガイドラインの内容を踏まえて、申請・審査に必要な十分な情報を記載・提出できているか。	申請様式一式
2		すべてのAPI	情報セキュリティ要求事項の遵守やユーザー向けの問い合わせ対応、デジタル庁との連絡調整等を円滑に実施できる主体であるか。	申請様式一式
3		すべてのAPI	API利用申請者が、他事業者にもシステムの開発・データの取り扱い・サービス運用等を委託等する場合においては、関係事業者のうちどの事業者がサービス提供主体としての責任を負うのか、データの第三者提供を行う場合には提供先との責任分界点がどのようになっているのかが明瞭になっているか。	利用企画書
4		すべてのAPI	虚偽の申告を行うものではないこと、公序良俗に違反するものでないこと	API利用誓約書
5	利用目的	すべてのAPI	サービス内容や提供機能に応じた取得情報の内容であるか（過大な情報取得でないか）	利用企画書
6		すべてのAPI	利用目的として社会通念上の相当性が認められるものとなっているか（単にデータ転送のみを行う場合や、もっぱら広告又は私的な調査研究に利用する場合等は原則としてAPI利用の対象外）	利用企画書
7		すべてのAPI	申請対象となるAPIを用いないと提供できない付加価値機能があるか。特に、期間連携APIを利用する場合には、マイナンバーカードのスマホ搭載等、他の機能（リリース予定を含む）を利用して実現しうるものではないか。	利用企画書
8		自己情報取得API（PHR） 医療保険情報取得API PMH情報連携API	PHR事業の場合、国民の健康増進を目的とし、これに応じた機能提供となっているか。	利用企画書
9		すべてのAPI	API利用申請者が、API利用サービスに関連する法令を自ら把握し、これを遵守する対応を行っているか。	利用企画書
10		すべてのAPI	適切な同意の取得など個人情報保護法の関係規律を遵守していることはもとより、取得したデータをそのまま生成AIに流すなど、セキュリティ懸念やユーザーが意図せずデータが利用されるような導線・機能となっていないか。	情報セキュリティ要求事項等確認書 利用企画書
11		すべてのAPI	サービス名において、デジタル庁が商標登録している文言（「マイナポータル」「マイナンバーカード」「マイナポータル」）が含まれていないか。	利用企画書
12		すべてのAPI	マイナちゃんのアイコンをサービス画面等で利用している場合、デジタル庁へ適切に申請を行っているか。	利用企画書